

番号：140678
国名：ウガンダ
担当：社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室
案件名：アチヨリ地域コミュニティ開発計画能力強化プロジェクト（開発計画書作成能力強化支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：開発計画書作成能力強化支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間：

- (1) 全体期間：2014年9月中旬から2015年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0. 2M/M、現地 2. 7M/M、国内 0. 2M/M
- (3) 業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
4日 81日 4日 3. 1M/M

3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月3日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データまたは郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）の公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等は当機構ウェブサイトhttp://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html ご参照願います。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国または同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- 合計100点

類似業務	地域開発/コミュニティ開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ウガンダ/全世界
語学の種類※	英語

※英語（語学は認定書（写）を添付してください。

5. 条件

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景と目的

ウガンダの北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民（IDP）が生じた。2006年の和平交渉開始により、

国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダンとの国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、一部の人々を除き、現在までにほとんどの人々が帰還した。しかし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプに居住していた時に実施されていた人道緊急援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方行政については、県、郡、パリッシュ（郡と村の中間にあたる行政単位）、村といった地方政府としての体制を一定程度整えているものの、県や郡職員の人員配置率は低く、開発予算も不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。帰還して生活を確立しようとしている人々に対し、人道緊急支援に代わって公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

ウガンダ政府は、2007年に北部平和復興開発計画(PRDP)を策定し、ドナー(EU、UNDP等)の資金支援を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分している。また、同政府はコミュニティのニーズを捉えた開発計画策定のため、地方行政開発計画ガイドラインを作成しているが、地方開発計画策定を国家開発計画やセクター開発計画の枠組みの中で整合性のあるものとするため、2014年に新たなガイドラインへと改訂した。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、「JICA北部地域復興支援プログラム」の下、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、IDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応するために、パイロット事業などを実施した。その後、ウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官(県、郡、パリッシュ、村)の開発事業計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート(C/P)機関として、本プロジェクト(アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト)を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で実施中である。本プロジェクトでは、アチョリ地域の全7県(グル県、アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデーラ県、アガゴ県、ラムオ県)の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

本プロジェクトの実施体制としては、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官(特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官(Community Development Officer, CDO)、郡のCDO等)である。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー(派遣期間:2012年2月~2015年2月)、地方行政強化専門家(2013年5月~2015年5月)、業務調整/平和構築専門家(派遣期間:2011年11月~2014年6月)の後任としての業務調整専門家(派遣期間:2014年7月~2015年11月)の3名が派遣中である。また、行政機能分析専門家(派遣期間:2012年2月~3月)、社会調査/紛争予防配慮(派遣期間:2012年1月~12月(全4回))、コミュニティ開発計画策定支援1、同支援2(派遣期間:2012年3月~2013年3月(各全3回))、コミュニティ・インフラ専門家(派遣期間:2013年2月~7月(全2回))、調達・施工監理能力強化専門家1、同支援2(派遣期間:2012年4月~9月、2013年9月~2013年12月(全3回))、モニタリング専門家(派遣期間:2013年6月~12月(全2回))、研修フォローアップ・企画コンサルタント(派遣期間:2013年8月~9月)、削井施工監理専門家(派遣期間:2014年2月~7月(全2回))、調達能力強化支援専門家(派遣期間:2014年6月~9月)、水利用者委員会強化支援専門家(2014年7月~11月)が順次派遣されている。

本プロジェクトは、コミュニティのニーズの中から、県政府や郡事務所が効率的且つ透明性を持ったプロセスを通じて、優先度の高い事業を選定し、的確に実施できるよう、対象7県のうち4県(アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデーラ県)に重点を置き、県や郡の各関係部署の能力強化支援を実施している。県や郡は2010年度(ウガンダの年度は7月から6月まで)から2014年度までの5か年計画を策定しているが、2015年度から始まる5か年計画の作成が新たに必要となっている。また、5か年計画を踏まえて県や郡は年度ごとに年間計画を作成しているが、県や郡が作成しているこれら5か年計画や年間計画の内容は、まだ十分なものとはなっていない。県や郡が行っている開発計画書作成能力を改善するため、本短期専門家は、県の計画担当官と協力しながら対象4県の郡が作成している開発計画書を検討し、今後の計画書作成改善のための提言を行い、必要な技術指導を郡の担当職員を対象として実施することを目的とする。

7. 業務の範囲及び内容

本専門家は他のプロジェクト専門家と連携しつつ、また県の計画担当官と協力・調整しながら、郡の開発計画書（2010/11～2014/15年度の5か年開発計画書、年間開発計画書）を検討し、現状や課題を把握し、必要な改善策を提言する。対象4県の32郡（28サブカウンティと4タウンカウンスル）を対象に、郡チーフ（サブカウンティチーフ、タウンカウンスルではタウンクラーク）やコミュニティ開発担当官（CDO）等に対して、県と協力して研修を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[開発計画書作成能力強化支援]

(1) 国内準備期間（2014年9月中旬～下旬 4日間）

- 1) 本案件に係るJICA調査資料並びにプロジェクト作成資料等から、業務に必要な情報を収集して分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- 2) ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し説明する。

(2) 現地派遣期間（2014年9月下旬～12月中旬 81日間）

- 1) C/P、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザー等に業務実施計画書を提出・説明し、業務内容を確認する。
- 2) 開発計画策定にかかわるガイドライン等これまでに作成された政府資料、プロジェクト資料等を検討する。
- 3) 対象4県の郡が策定している開発計画書（5か年開発計画書、年度ごとの計画書）を検討し、全体の進捗状況を把握すると同時に課題を抽出し、県の計画担当官や郡の関係者と共に、改善のための諸策を考案する。
- 4) 県と協力して対象4県の郡チーフ（含むタウンクラーク）やコミュニティ開発担当への開発計画策定および改善策に関する研修計画を策定し、実施する。
- 5) 対象4県での開発計画書改善のための上記関係者らとの活動を踏まえて、アチョリ地域にある他の3県の関係者も含めたワークショップを開催し、現状や課題と同時に今後の改善策を共有する。
- 6) 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P、JICAウガンダ事務所、及びグルJICAフィールドオフィスに提出する。

(3) 帰国後整理期間（2014年12月下旬 4日間）

- 1) 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に報告を行う。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書は以下の通り。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

- ・和文4部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト）
- ・英文9部（C/P5部、JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト）

(2) 現地業務結果報告書

- ・英文9部（C/P5部、JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト）

(3) 専門家業務完了報告書（記載項目は、①業務の具体的内容、②業務の達成状況、③業務実施上遭遇した課題とその対処、④プロジェクト実施上での残された課題、⑤その他、とする）

- ・和文4部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを合わせて提出することとする。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（2014年4月）」
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

また見積書作成の留意点は以下のとおり。

- ① 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む（見積書に計上すること）
- ② 航空便経路：成田/羽田→ドーハ→エンテベ→ドーハ→成田/羽田、または成田/羽田→ドバイ→エンテベ→ドバイ→成田/羽田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程：現地派遣期間は2014年9月29日～12月18日を予定しています。

2) 現地での業務体制

以下三名の長期専門家が本プロジェクトに従事しています。

- a. チーフアドバイザー
- b. 業務調整
- c. 地方行政強化

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

- ① 空港送迎：あり
- ② 宿舎手配：あり
- ③ 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
- ④ 通訳備上：なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じ調整します。
- ⑥ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る資料は、JICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（Tel 03-5226-8103）にお問い合わせ下さい。

- ・ウガンダ国アチョリ地域コミュニティ開発計画作成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・同中間レビュー調査報告書
- ・専門家報告書等

また、下記の当機構ウェブサイト及び同ページ内リンクも参照願います。「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」

(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/>)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上